静岡県告示第128号

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例第14条第1項の規定に基づき、知事指定薬物として次のとおり指定 したので、同条例第14条第2項の規定に基づき告示する。

平成30年2月28日

静岡県知事 川勝平太

1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
N-(4-7)ルオロフェニル) $-N-(1-7)$ ェネチルピペリジン $-4-7$ ル)イ	
ソブチルアミド及びその塩類(通称名4F-iBF、4-FIBF、4-Fluo	平成30年3月1日
roisobutyryl fentanyl)	
N-(4-)クロロフェニル $)-N-(1-)$ フェネチルピペリジン $-4-$ イル $)$ イソ	
ブチルアミド及びその塩類(通称名4C1-iBF、4-Chloroisobu	平成30年3月1日
tyryl fentanyl)	
N- (1-フェネチルピペリジン-4-イル)-N-フェニルテトラヒドロフラン	
-2-カルボキサミド及びその塩類(通称名Tetrahydrofuranyl	平成30年3月1日
fentanyl, THF-F)	
N-(2-メトキシベンジル) -N-メチル-1-(4-メチルフェニル) プロパ	平成30年3月1日
ン-2-アミン及びその塩類(通称名4-MMA-NBOMe)	平成30年3月1日
1-(3,5-ジメトキシ-4-プロポキシフェニル)プロパン-2-アミン及び	平成30年3月1日
その塩類 (通称名3C-P)	十成30年3月1日

2 指定の理由

人の身体に使用された場合に、興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼし、さらに、これらが濫用 されるおそれがあると認められるため。